

年 月 日

(提出先)
横浜市長

委 任 状

委任者（申請者）

住所 法人：登記簿本店所在地 個人：住民票上の住所	
設備導入先の住所	
法人名・屋号名	
代表者職・氏名	⑩

私（申請者）は、1に記載の者に、カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金（簡易申請コース）に係る事務手続の権限を委任します。また、2の誓約事項について誓約します。

1 受任者（代理人）

 個人の場合

住所	
氏名	⑩
電話番号	
メールアドレス	

 法人の場合

所在地		
名称		
代表者職	代表者氏名	⑩
担当者部署	担当者氏名	⑩
電話番号	メールアドレス	

【委任事項】 委任項目にチェックしてください。

- 事前申込及び訂正
- 交付申請兼実績報告書の提出及び訂正
- 交付申請取下届の提出
- 交付請求書の提出

《注意事項》

※審査結果（交付決定兼交付額確定通知等）については委任者（申請者）あてに送付します。
※委任者はシステムから送付されるメールのURLにはアクセスできません。

2 誓約事項

私（申請者）は、省エネルギー化支援助成金の申請にあたって、次に掲げるすべての事項を確認し、誓約します。

項目
申請者は、助成対象となる経費の全部又は一部について、本市の他の補助制度又は他の公的補助制度（以下これらを「他の補助制度」という。）の交付決定又は他の補助制度の補助金等の支払いを受けていません。 （助成対象経費の合計金額から、助成金交付申請額を差し引いた金額については、自己資金で負担します。） 申請者は、これを確認するために、他の補助制度の執行機関、部署と申請情報を共有することを同意します。
申請者は、導入する設備等を業務上に限り使用します。
申請者は、本助成金を活用して設置・施工等を行った設備等を自己にて使用し、返品又は転売、貸付等を行いません。
申請者は、新規設備を導入することにより、従前の設備を使用しません。
申請者は、申請要件を満たしています。 <主な要件>・事業所、営業所等が横浜市内にあり、中小企業者であること。 ・設備を導入する事業所で12か月を経過して営業していること。 ・横浜市税（法人の場合は法人市民税、個人事業主の場合は市・県民税）の納税義務者（非課税、課税免税、減免等となる者を含む）であること。
法人にあつては、助成対象設備を申請者の役員が属する企業等から購入しません。 個人にあつては、代表者、配偶者又は2親等内の親族が代表者又は役員として属する企業等から購入しません。
申請者は、虚偽の申請、報告など、本助成金の交付に関して不正行為を行いません。不正行為があると判明した場合、申請者の名称とその内容を公表すること、及び本助成金の返還と違約加算金・延滞金の支払いに応じます。また、返還に際し、支払い期限までに返済がなされない場合には、関係行政機関及び関係金融機関に申請者の所得・財産調査等を実施すること並びに関係行政機関及び関係金融機関がこれに回答することに同意します。
申請者は、市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納はありません。（必要があるときは申請者の課税状況について、官公署に報告確認を行います。）
申請者は、暴力団及びその他の反社会的勢力ではなく、役員にも暴力団員及びその他の反社会的勢力の構成員はおりません。役員等氏名一覧表を提出し、横浜市暴力団排除条例第8条に基づき暴力団ではないことを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことについて承諾します。また、全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。
申請者は、助成金の交付を受けて取得した設備等を、取得した時より当該耐用年数を経過する前に処分しません。
申請者は、カーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金交付要綱及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）を遵守します。
申請者は、本助成金の申請に関する申請者情報を、第11号様式に定める二酸化炭素排出削減見込量の測定のために公益財団法人横浜企業経営支援財団へ共有することに同意します。
申請者は、実地及び書面等による調査に協力します。
申請者は、本助成金申請に関する申請者情報を、企業支援等のために本市の他の部署に共有することに同意します。
申請者は、経済局が必要に応じてメール、電話等で事業のご案内を送付することに同意します。